整理番号No.2-001「事業場認定に関する一般方針 」一部改正案 新旧対照表

改　正　後	改　正　前
整理番号No. 2-001 サーキュラー 国土交通省航空局安全部安全政策課長 航空機安全課長 件名：事業場認定に関する一般方針	整理番号No. 2-001 サーキュラー 国土交通省航空局安全部安全政策課長 航空機安全課長 件名：事業場認定に関する一般方針

整理番号 No.2-001「事業場認定に関する一般方針 」一部改正案　新旧対照表

改　正　後

改正履歴

改正日	文書番号	改正日	文書番号
（制定） 平成 12 年 5 月 19 日	空機第 561 号	令和 3 年 3 月 31 日	国空機第 1311 号
		令和 3年 7月30日	国空機第 364号
平成 12 年 9 月 1 日	空機第 1026 号	令和 3 年 7 月 30 日	国空機第 398 号
平成 12 年 11 月 10 日	空機第 1345 号	令和 3 年 8 月 2 日	国空機第 383 号
平成 13 年 5 月 8 日	国空機第 343 号	令和 4 年 4 月 1 日	国空機第 1190 号
平成 14 年 5 月 8 日	国空機第 997 号	令和 4 年 6 月 10 日	国空安政第 561 号、 国空機第 122 号
平成 15 年 11 月 13 日	国空機第 822 号	令和 5 年 3 月 1 日	国空安政第 2842 号、 国空機第 876 号
平成 17 年 10 月 1 日	国空機第 683 号	令和 6 年 2 月 22 日	国空安政第 2527 号
平成 18 年 9 月 28 日	国空機第 710 号	令和 6 年 3 月 29 日	国空安政第 2893 号、 国空機第 714 号
平成 19 年 3 月 28 日	国空機第 1360 号	令和 7 年 4 月 14 日	国空安政第 2987 号、
平成 22 年 11 月 25 日	国空機第 699 号		国空機第 1022 号
平成 23 年 6 月 30 日	国空機第 282 号	令和 7 年 6 月 11 日	国空安政第 478 号、
平成 24 年 2 月 2 日	国空機第 480 号		国空機第 137 号
平成 24 年 3 月 30 日	国空機第 740 号	令和 7 年 9 月 26 日	国空安政第 1368 号、
平成 26 年 3 月 31 日	国空機第 1546 号		国空機第 364 号
平成 26 年 8 月 1 日	国空機第 614 号		
平成 27 年 4 月 13 日	国空機第 38 号		
平成 27 年 9 月 30 日	国空機第 314 号		
平成 29 年 3 月 24 日	国空機第 9652 号		
平成 29 年 6 月 16 日	国空機第 968 号		
平成 29 年 9 月 29 日	国空機第 1381 号		
平成 30 年 1 月 26 日	国空機第 2006 号		
平成 30 年 3 月 30 日	国空機第 2273 号		
平成 30 年 12 月 19 日	国空機第 1041 号		
平成 31 年 3 月 29 日	国空機第 1713 号		
平成 31 年 3 月 29 日	国空機第 1692 号		
令和元年 6 月 28 日	国空機第 359 号		
令和元年 7 月 5 日	国空機第 408 号		
令和元年 8 月 2 日	国空機第 537 号		
令和元年 9 月 4 日	国空機第 740 号		
令和元年 12 月 13 日	国空機第 1118 号		
令和 2 年 6 月 17 日	国空機第 285 号		
令和 2 年 12 月 24 日	国空機第 937 号		
令和 3 年 3 月 31 日	国空機第 1311 号		

第Ⅰ部～第Ⅲ部（略）

改　正　前

改正履歴

改正日	文書番号	改正日	文書番号
（制定） 平成 12 年 5 月 19 日	空機第 561 号	令和 3 年 3 月 31 日	国空機第 1311 号
		令和 3年 7月30日	国空機第 364号
平成 12 年 9 月 1 日	空機第 1026 号	令和 3 年 7 月 30 日	国空機第 398 号
平成 12 年 11 月 10 日	空機第 1345 号	令和 3 年 8 月 2 日	国空機第 383 号
平成 13 年 5 月 8 日	国空機第 343 号	令和 4 年 4 月 1 日	国空機第 1190 号
平成 14 年 5 月 8 日	国空機第 997 号	令和 4 年 6 月 10 日	国空安政第 561 号、 国空機第 122 号
平成 15 年 11 月 13 日	国空機第 822 号	令和 5 年 3 月 1 日	国空安政第 2842 号、 国空機第 876 号
平成 17 年 10 月 1 日	国空機第 683 号	令和 6 年 2 月 22 日	国空安政第 2527 号
平成 18 年 9 月 28 日	国空機第 710 号	令和 6 年 3 月 29 日	国空安政第 2893 号、 国空機第 714 号
平成 19 年 3 月 28 日	国空機第 1360 号	令和 7 年 4 月 14 日	国空安政第 2987 号、
平成 22 年 11 月 25 日	国空機第 699 号		国空機第 1022 号
平成 23 年 6 月 30 日	国空機第 282 号	令和 7 年 6 月 11 日	国空安政第 478 号、
平成 24 年 2 月 2 日	国空機第 480 号		国空機第 137 号
平成 24 年 3 月 30 日	国空機第 740 号		
平成 26 年 3 月 31 日	国空機第 1546 号		
平成 26 年 8 月 1 日	国空機第 614 号		
平成 27 年 4 月 13 日	国空機第 38 号		
平成 27 年 9 月 30 日	国空機第 314 号		
平成 29 年 3 月 24 日	国空機第 9652 号		
平成 29 年 6 月 16 日	国空機第 968 号		
平成 29 年 9 月 29 日	国空機第 1381 号		
平成 30 年 1 月 26 日	国空機第 2006 号		
平成 30 年 3 月 30 日	国空機第 2273 号		
平成 30 年 12 月 19 日	国空機第 1041 号		
平成 31 年 3 月 29 日	国空機第 1713 号		
平成 31 年 3 月 29 日	国空機第 1692 号		
令和元年 6 月 28 日	国空機第 359 号		
令和元年 7 月 5 日	国空機第 408 号		
令和元年 8 月 2 日	国空機第 537 号		
令和元年 9 月 4 日	国空機第 740 号		
令和元年 12 月 13 日	国空機第 1118 号		
令和 2 年 6 月 17 日	国空機第 285 号		
令和 2 年 12 月 24 日	国空機第 937 号		
令和 3 年 3 月 31 日	国空機第 1311 号		

第Ⅰ部～第Ⅲ部（略）

改 正 後	改 正 前
第Ⅳ部　航空機整備改造認定／装備品等修理改造認定 1. ～3. （略） 3. 認定の基準 3-1　認定の基準 (1)～(5) （略） (6) 品質管理制度（規則第32条第6号） 認定事業場が、航空運送事業者等の航空機使用者が設定し国の認可又は認定を受けた整備規程に基づき航空機（装備品等を含む）を整備又は改造を実施する場合にあっても、業務規程に規定する品質管理体制に従って実施すること。 (a)　（略） (b)　人員の教育及び訓練（規則第32条第6号ロ） (3)項で規定する人員の教育及び訓練の適切性の基準は次のとおりとする。 また、教育訓練の実施について委託を行う場合にあっては、委託先が次の基準を満足していることを委託元が保証できなければならない。 a. 責任及び権限の分担 制度の運用についての責任及び権限の分担について担当組織、部門が明確であること。 b. 教育訓練の対象者 訓練の対象には、作業者、確認主任者、検査員のほか、監査員等の間接部門の人員も含んでいること。 c. 必要な教育訓練の特定 人員の採用又は異動を行った場合は、採用者又は異動者の知識・技能を評価し、必要な教育訓練を特定すること。 d. 教育訓練の種類 教育訓練は、初期訓練だけでなく、期間を定めて行う定期訓練が含まれていなければならない。また、特別な知識・技能が必要とされる業務を行う者に対しては、特別訓練を行うこと。知識・技能が不足していることが判明した者に対しては、追加訓練を行うこと。 e. 教育訓練の実施方法 教育訓練の実施方法としては、通常業務を離れた教育訓練だけでなく、業務に従事しながら受ける教育訓練（On the Job Training（OJT））も含まれる。	第Ⅳ部　航空機整備改造認定／装備品等修理改造認定 1. ～3. （略） 3. 認定の基準 3-1　認定の基準 (1)～(5) （略） (6) 品質管理制度（規則第32条第6号） 認定事業場が、航空運送事業者等の航空機使用者が設定し国の認可又は認定を受けた整備規程に基づき航空機（装備品等を含む）を整備又は改造を実施する場合にあっても、業務規程に規定する品質管理体制に従って実施すること。 (a)　（略） (b)　人員の教育及び訓練（規則第32条第6号ロ） (3)項で規定する人員の教育及び訓練の適切性の基準は次のとおりとする。 また、教育訓練の実施について委託を行う場合にあっては、委託先が次の基準を満足していることを委託元が保証できなければならない。 a. 責任及び権限の分担 制度の運用についての責任及び権限の分担について担当組織、部門が明確であること。 b. 教育訓練の対象者 訓練の対象には、作業者、確認主任者、検査員のほか、監査員等の間接部門の人員も含んでいること。 c. 必要な教育訓練の特定 人員の採用又は異動を行った場合は、採用者又は異動者の知識・技能を評価し、必要な教育訓練を特定すること。 d. 教育訓練の種類 教育訓練は、初期訓練だけでなく、期間を定めて行う定期訓練が含まれていなければならない。また、特別な知識・技能が必要とされる業務を行う者に対しては、特別訓練を行うこと。知識・技能が不足していることが判明した者に対しては、追加訓練を行うこと。 e. 教育訓練の実施方法 教育訓練の実施方法としては、通常業務を離れた教育訓練だけでなく、業務に従事しながら受ける教育訓練（On the Job Training（OJT））も含まれる。

改 正 後	改 正 前
f. 訓練カリキュラムの策定手順 訓練カリキュラムの策定にあたっては、職務（確認主任者資格や社内資格等）ごとに必要とされる知識・技能と教育訓練対象者の標準的な知識・技能との差分を分析し、その差分を埋めるために必要な内容（及び定期訓練についてはその頻度）を定めること。	f. 訓練カリキュラムの策定手順 訓練カリキュラムの策定にあたっては、職務（確認主任者資格や社内資格等）ごとに必要とされる知識・技能と教育訓練対象者の標準的な知識・技能との差分を分析し、その差分を埋めるために必要な内容（及び定期訓練についてはその頻度）を定めること。
g. 訓練カリキュラム 訓練カリキュラムには、訓練項目ごとに、概要、実施方法、訓練時間及び委託する場合はその委託先を記載すること。 教育訓練対象者が満たすべき要件（技能証明、確認主任者資格、社内資格、訓練履歴、経験等）がある場合は、当該要件を明確にすること（これらの項目・要件は、必ずしも業務規程に記載しなくても良い。）。 他の整備従事者及び航空機の乗組員との連携を含むヒューマン・パフォーマンスに関する知識及び技能についても実施されること。 領収検査員に対しては、不正品の識別方法及び不正品と疑われる装備品等を発見した場合の航空局への報告の方法等に関する訓練を実施すること。 航空運送事業者の航空機に係る認定業務を行う者は、当該航空運送事業者の要求に従った訓練を受けることとなっていること。 また、教育資料は、最新の資料に基づくものであり、組織として認知されたものであること。	g. 訓練カリキュラム 訓練カリキュラムには、訓練項目ごとに、概要、実施方法、訓練時間及び委託する場合はその委託先を記載すること。 教育訓練対象者が満たすべき要件（技能証明、確認主任者資格、社内資格、訓練履歴、経験等）がある場合は、当該要件を明確にすること（これらの項目・要件は、必ずしも業務規程に記載しなくても良い。）。 他の整備従事者及び航空機の乗組員との連携を含むヒューマン・パフォーマンスに関する知識及び技能についても実施されること。 領収検査員に対しては、不正品の識別方法及び不正品と疑われる装備品等を発見した場合の航空局への報告の方法等に関する訓練を実施すること。 航空運送事業者の航空機に係る認定業務を行う者は、当該航空運送事業者の要求に従った訓練を受けることとなっていること。 また、教育資料は、最新の資料に基づくものであり、組織として認知されたものであること。
h. 訓練教官の要件 訓練教官の要件が明確かつその教育訓練の内容に合致していること。	h. 訓練教官の要件 訓練教官の要件が明確かつその教育訓練の内容に合致していること。
i. 個人評価 実施された教育訓練は、個人毎に評価が行われ（内容に応じて、個人毎の評価が必要ない場合を除く。）、記録されること。	i. 個人評価 実施された教育訓練は、個人毎に評価が行われ（内容に応じて、個人毎の評価が必要ない場合を除く。）、記録されること。
j. 訓練カリキュラムの評価 訓練カリキュラムが適切かつ効果的なものであるか、継続的に評価を行い、必要に応じ、カリキュラムを見直すこと。特に、業務範囲を変更した場合は、訓練カリキュラムの変更が必要かどうか検討しなければならない。また、訓練効果の評価の方法としては、訓練実施直後の個人評価のほか、訓練実施後の実作業において、訓練の効果が現れているかの評価が例として考えられる。	j. 訓練カリキュラムの評価 訓練カリキュラムが適切かつ効果的なものであるか、継続的に評価を行い、必要に応じ、カリキュラムを見直すこと。特に、業務範囲を変更した場合は、訓練カリキュラムの変更が必要かどうか検討しなければならない。また、訓練効果の評価の方法としては、訓練実施直後の個人評価のほか、訓練実施後の実作業において、訓練の効果が現れているかの評価が例として考えられる。
k. 教育訓練の実施計画	k. 教育訓練の実施計画

改 正 後	改 正 前
教育訓練の実施計画を策定すること。計画は、実施状況を管理するとともに、実施状況に合わせて定期的に見直すこと。	教育訓練の実施計画を策定すること。計画は、実施状況を管理するとともに、実施状況に合わせて定期的に見直すこと。
注：教育訓練制度については、FAA AC 145-10 Repair Station Training Programが参考になる。例えば、c.項の「必要な教育訓練の特定」、f.項の「訓練カリキュラムの策定手順」、j.項の「訓練カリキュラムの評価」は、それぞれ、同ACに述べられている "Individual (Employee) Needs Assessment", "Repair Station Needs Assessment", "Measurement of Training Effectiveness"に対応するものである。	注：教育訓練制度については、FAA AC 145-10 Repair Station Training Programが参考になる。例えば、c.項の「必要な教育訓練の特定」、f.項の「訓練カリキュラムの策定手順」、j.項の「訓練カリキュラムの評価」は、それぞれ、同ACに述べられている "Individual (Employee) Needs Assessment", "Repair Station Needs Assessment", "Measurement of Training Effectiveness"に対応するものである。
1. 航空機整備改造認定に係る確認主任者に対する航空機の型式に係る教育　訓練 一等航空整備士又は一等航空運航整備士の資格を有する航空機整備改造認定事業場の確認主任者が、 ・軽微な修理又は保守をした航空機（規則第56条の２に規定する航空機（「航空従事者技能証明の限定について」に規定する国土交通大臣が指定する型式の航空機を除く。）であって、かつ、航空運送事業又は航空機使用事業の用に供する航空機に限る。）について法第19条第1項又は法第19 条の2の確認を行う場合、かつ、 ・当該航空機の型式限定を有していない場合 には、予め、当該確認主任者に対して、法第19条第1項又は法第19条の2の確認を行おうとする航空機の型式ごとに固有な技能及び知識に関する事項（保守及び軽微な修理の整備作業に係る事項に限る。）について教育訓練を行うこと。 教育訓練には少なくとも次の事項を含めること。また、技能に関する事項については実技訓練により行い、知識に関する事項については座学訓練により行うこと。 なお、規則第54条の規定により、「航空従事者技能証明の限定について」に規定する国土交通大臣が指定する型式の航空機については、当該航空機に実施した整備作業の区分が軽微な修理又は保守であっても、法第19条第1項又は法第19条の2の確認に当たり型式限定を有している必要があることに留意すること。 (i) 技能 ①各システムの主要構成部品に係る次の事項 ・ロケーション、アクセス、構造及び機能	1. 航空機整備改造認定に係る確認主任者に対する航空機の型式に係る教育　訓練 一等航空整備士又は一等航空運航整備士の資格を有する航空機整備改造認定事業場の確認主任者が、 ・軽微な修理又は保守をした航空機（規則第56条の２に規定する航空機（「航空従事者技能証明の限定について」に規定する国土交通大臣が指定する型式の航空機を除く。）であって、かつ、航空運送事業又は航空機使用事業の用に供する航空機に限る。）について法第19条第1項又は法第19 条の2の確認を行う場合、かつ、 ・当該航空機の型式限定を有していない場合 には、予め、当該確認主任者に対して、法第19条第1項又は法第19条の2の確認を行おうとする航空機の型式ごとに固有な技能及び知識に関する事項（保守及び軽微な修理の整備作業に係る事項に限る。）について教育訓練を行うこと。 教育訓練には少なくとも次の事項を含めること。また、技能に関する事項については実技訓練により行い、知識に関する事項については座学訓練により行うこと。 なお、規則第54条の規定により、「航空従事者技能証明の限定について」に規定する国土交通大臣が指定する型式の航空機については、当該航空機に実施した整備作業の区分が軽微な修理又は保守であっても、法第19条第1項又は法第19条の2の確認に当たり型式限定を有している必要があることに留意すること。 (i) 技能 ①各システムの主要構成部品に係る次の事項 ・ロケーション、アクセス、構造及び機能

改 正 後	改 正 前
・交換方法、調整方法及び検査方法 ②各システム（サブシステムを含む。）に係る次の事項 ・地上取扱い及びサービシング ・通常操作、非常操作、機能点検（BITE を含む。）及び調整方法 ③発動機のモータリングに係る通常操作及び非常操作 （ⅱ）知識 ①航空機の取扱い、重量及び重心位置 ②機体構造の概要、材質等 ③各システム（サブシステムを含む。）の概要、機能及び操作 ④各システムの主要構成部品の構成、機能及び作動 ⑤主要構成部品と各システム間のインターフェイス ⑥発動機のモータリングに係る通常操作及び非常操作	・交換方法、調整方法及び検査方法 ②各システム（サブシステムを含む。）に係る次の事項 ・地上取扱い及びサービシング ・通常操作、非常操作、機能点検（BITE を含む。）及び調整方法 ③発動機のモータリングに係る通常操作及び非常操作 （ⅱ）知識 ①航空機の取扱い、重量及び重心位置 ②機体構造の概要、材質等 ③各システム（サブシステムを含む。）の概要、機能及び操作 ④各システムの主要構成部品の構成、機能及び作動 ⑤主要構成部品と各システム間のインターフェイス ⑥発動機のモータリングに係る通常操作及び非常操作
m. 装備品等に係る確認主任者に対する教育訓練 令和元年の航空法改正により、予備品証明制度が廃止され、原則全ての装備品等について認定事業場で耐空性の確認を受けたものを航空機に装備することが義務づけられたところ、装備品や部品は多種多様なものが存在する。このため、装備品等に係る確認主任者の要件については、令和３年の航空法施行規則改正により、資格（学歴等）を最低限満たすべき条件として位置づけることとし、必要な認定業務の経験年数は資格に応じてではなく、装備品等の種類に応じて定め、あわせて、装備品等に係る確認主任者に必要な教育訓練を十分に行うことにより安全を確保することとした。 これを踏まえ、装備品等に係る確認主任者に対する教育及び訓練については、a～kに定める事項に加えて、次の事項を満たしていなければならない。 (i) 初回の教育訓練 確認主任者として業務を行うために必要な技能及び知識を習得するため、次のとおり確認主任者を養成するための教育訓練等を行うとともにそのための体制を整備すること。 ①技能 ア）次の技能を習得するための実技訓練、0JT等を行うこと。	m. 装備品等に係る確認主任者に対する教育訓練 令和元年の航空法改正により、予備品証明制度が廃止され、原則全ての装備品等について認定事業場で耐空性の確認を受けたものを航空機に装備することが義務づけられたところ、装備品や部品は多種多様なものが存在する。このため、装備品等に係る確認主任者の要件については、令和３年の航空法施行規則改正により、資格（学歴等）を最低限満たすべき条件として位置づけることとし、必要な認定業務の経験年数は資格に応じてではなく、装備品等の種類に応じて定め、あわせて、装備品等に係る確認主任者に必要な教育訓練を十分に行うことにより安全を確保することとした。 これを踏まえ、装備品等に係る確認主任者に対する教育及び訓練については、a～kに定める事項に加えて、次の事項を満たしていなければならない。 (i) 初回の教育訓練 確認主任者として業務を行うために必要な技能及び知識を習得するため、次のとおり確認主任者を養成するための教育訓練等を行うとともにそのための体制を整備すること。 ①技能 ア）次の技能を習得するための実技訓練、0JT等を行うこと。

改 正 後	改 正 前
・決められた作業手順に則って適切に作業が完了していることを確認する技能 ・作業に際し、チェックシート等に適切に記載・入力を行う技能 イ）ア)の教育訓練の実施にあたり、必要に応じて作業者、検査員等の段階的な社内資格を設け、確認主任者になるためのキャリアアップ体制を整備すること。 ②知識 ア）次の知識を習得するための座学訓練、OJT、自習等を行うこと。 ・認定に係る装備品等の機能、構造、仕様等に関する知識 ・修理手順、修理工程に関する知識 ・受領検査、領収検査、中間検査、完成検査の方法、手順等に関する知識 ・ヒューマンファクターに関する知識 ・ろう付け、溶接、非破壊検査等の特別工程に関する品質管理手順（該当する場合に限る） イ）ア）のヒューマンファクターに関する知識を習得するための教育訓練については、EASA GM 1 145.A.30(e)を参考にしてもよい。 ウ）ベンチテストや特別な知識・技能が必要な設備に関する知識を習得するための座学訓練、OJT、自習等を行うこと。（認定業務においてベンチテストがある場合や上記設備を使用する場合であって、確認主任者による確認業務を行う上で当該知識が必要な場合に限る） (ii) 定期訓練 確認主任者として選任後、２年毎に定期訓練を行うこと。定期訓練は、(b) dの規定による定期訓練項目及び(b) m (i)の中から認定業務に応じて必要な項目を抜粋して実施するものとするが、少なくともヒューマンファクターに関する項目は含まれている必要がある。 (iii) 評価 ア）(b) d、(b) m (i)及び(b) m (ii)の訓練後に、適切な能力を有する者により確認主任者候補者の能力評価を行うこと。 イ）ア）の能力評価には、業務に従事しながら行う能力評価も含めてよい。また、能力評価を円滑に行うため、業務ごとに能力評価の基準も含めたタスクカード等を作成してもよい。	・決められた作業手順に則って適切に作業が完了していることを確認する技能 ・作業に際し、チェックシート等に適切に記載・入力を行う技能 イ）ア)の教育訓練の実施にあたり、必要に応じて作業者、検査員等の段階的な社内資格を設け、確認主任者になるためのキャリアアップ体制を整備すること。 ②知識 ア）次の知識を習得するための座学訓練、OJT、自習等を行うこと。 ・認定に係る装備品等の機能、構造、仕様等に関する知識 ・修理手順、修理工程に関する知識 ・受領検査、領収検査、中間検査、完成検査の方法、手順等に関する知識 ・ヒューマンファクターに関する知識 ・ろう付け、溶接、非破壊検査等の特別工程に関する品質管理手順（該当する場合に限る） イ）ア）のヒューマンファクターに関する知識を習得するための教育訓練については、EASA GM 1 145.A.30(e)を参考にしてもよい。 ウ）ベンチテストや特別な知識・技能が必要な設備に関する知識を習得するための座学訓練、OJT、自習等を行うこと。（認定業務においてベンチテストがある場合や上記設備を使用する場合であって、確認主任者による確認業務を行う上で当該知識が必要な場合に限る） (ii) 定期訓練 確認主任者として選任後、２年毎に定期訓練を行うこと。定期訓練は、(b) dの規定による定期訓練項目及び(b) m (i)の中から認定業務に応じて必要な項目を抜粋して実施するものとするが、少なくともヒューマンファクターに関する項目は含まれている必要がある。 (iii) 評価 ア）(b) d、(b) m (i)及び(b) m (ii)の訓練後に、適切な能力を有する者により確認主任者候補者の能力評価を行うこと。 イ）ア）の能力評価には、業務に従事しながら行う能力評価も含めてよい。また、能力評価を円滑に行うため、業務ごとに能力評価の基準も含めたタスクカード等を作成してもよい。

改 正 後	改 正 前
n. 航空機整備改造認定に係る確認主任者が遠隔による現物確認を行う場合の教育訓練 航空機整備改造認定に係る確認主任者が、4-2（1）の現物確認を遠隔により実施する場合には、予め、確認主任者を含め、当該確認に直接関わる全ての人員に対して以下の事項について教育訓練を行うこと。 ・遠隔による現物確認の対象整備作業、実施方法 ・遠隔による現物確認を実施するための条件 ・遠隔による現物確認を行う場合の航空日誌等への記載方法 ・上記以外の遠隔による現物確認を行うために必要な事項 (c)～(1)（略） (7)・(8)（略） 3-2～3-5（略） 4. 確認主任者の確認の方法 4-1 （略） 4-2 確認主任者の確認の手法 認定事業場は、自らの組織、人員、業務の実施方法及び品質管理制度を踏まえ、選任した確認主任者に具体的にどの様な手法により確認（規則第40条）をさせるかについても明確（確認主任者が行う確認の項目毎に）に規定しておかなければならない。確認主任者が上記検査の確認又は確認を行う手法は、次の事項に大別される。 (1)現物確認 確認主任者が認定に係る航空機又は装備品等の現物に対して、自ら検査等を実施又は検査等に立ち会う確認の手法。確認主任者が現物確認を実施する場合には、確認主任者が確認（規則第40条）を行う事項及びその基準を明確にするとともに、規則第32条第3号の規定に基づき、当該確認主任者が当該確認業務に必要な能力を有している必要がある。 また、現物確認については現地で行うことを原則とするが、法第19条第１項又は法第19条の２の確認であって、現地における現物確認と同等の確認をリアルタイムで遠隔により実施できると認められるものは、現物確認を遠隔で行ってもよい。	（新設） 3-2～3-5（略） 4. 確認主任者の確認の方法 4-1 （略） 4-2 確認主任者の確認の手法 認定事業場は、自らの組織、人員、業務の実施方法及び品質管理制度を踏まえ、選任した確認主任者に具体的にどの様な手法により確認（規則第40条）をさせるかについても明確（確認主任者が行う確認の項目毎に）に規定しておかなければならない。確認主任者が上記検査の確認又は確認を行う手法は、次の事項に大別される。 (1)現物確認 確認主任者が認定に係る航空機又は装備品等の現物に対して、自ら検査等を実施又は検査等に立ち会う確認の手法。確認主任者が現物確認を実施する場合には、確認主任者が確認（規則第40条）を行う事項及びその基準を明確にするとともに、規則第32条第3号の規定に基づき、当該確認主任者が当該確認業務に必要な能力を有している必要がある。

改 正 後	改 正 前
なお、遠隔での現物確認の対象は、当該確認を目視のみにより行うことが可能な保守作業に限ることとし、当該確認にあたり触覚、嗅覚、聴覚などの情報も利用するものは、この対象外とする。確認主任者が遠隔による現物確認を行った場合には、航空日誌及び整備記録に遠隔による現物確認を行った旨が分かるよう記載すること。 上記事項を含む遠隔による現物確認の具体的な手法や対象とする整備作業等については、業務規程に規定した上で国の認可を受けること。 (2) 書類確認 確認主任者が認定事業場及び委託先の人員が作業及び検査を実施したことを書類により確認する手法。これは、個々の作業及び検査が当該認定事業場の業務規程に従って実施されていることを書類において確認するものである。この場合、個々の作業及び検査は規則第32条第3号の規定に基づき、それぞれ当該作業及び検査について十分な能力を有する者により、業務規程に規定する実施方法に従って実施されることが、当該認定事業場の品質管理制度を通じて明確に保証されることが必要である。 確認（規則第40条）については、当該確認を行う確認主任者が、整備・改造過程の全ての過程において自ら検査等を実施又は検査等に立ち会うこと（現物確認）は、現実的に困難な場合が多い。このような場合は、確認（規則第40条）の一部を書類確認により行っても良い。 4-3～4-5（略） 5 （略） 付録 4-1・4-2（略） 第Ⅴ部・第Ⅵ部（略）	(2) 書類確認 確認主任者が認定事業場及び委託先の人員が作業及び検査を実施したことを書類により確認する手法。これは、個々の作業及び検査が当該認定事業場の業務規程に従って実施されていることを書類において確認するものである。この場合、個々の作業及び検査は規則第32条第3号の規定に基づき、それぞれ当該作業及び検査について十分な能力を有する者により、業務規程に規定する実施方法に従って実施されることが、当該認定事業場の品質管理制度を通じて明確に保証されることが必要である。 確認（規則第40条）については、当該確認を行う確認主任者が、整備・改造過程の全ての過程において自ら検査等を実施又は検査等に立ち会うこと（現物確認）は、現実的に困難な場合が多い。このような場合は、確認（規則第40条）の一部を書類確認により行っても良い。 4-3～4-5（略） 5 （略） 付録 4-1・4-2（略） 第Ⅴ部・第Ⅵ部（略）

附則(令和7年９月 26 日)

1. 本サーキュラーは、令和7年9月26日から適用する。